

特別養護老人ホームおおみや苑入所基準

1. 目的

この基準は、特別養護老人ホームおおみや苑（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定の過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3から要介護5までの介護認定を受けた者で、常時介護を必要とし、かつ居宅に置いて介護を受けることが困難な者とする。

※ 要介護1、要介護2の方についても、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、入所判定委員会を経て、特例的に施設への入所が認められています。（以下「特例入所」という。）

3. 入所の申し込み

（1）申込方法

入所希望者及び家族等は、原則として介護支援専門員を通じて所定の入所申込書により行うものとする。

※要介護1、2の方（特例入所）

- ・以下の要件いずれかにあてはまり、具体的な状況の記入が必要となります。
 - 認知症であることにより、日常的に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられる。
 - 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁にみられる。
 - 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
 - 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等に支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難である。

（2）施設説明

入所申込書を受け付ける際は、原則として入所希望者及び家族等と面接を行い、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法等について説明を行うものとする。

（3）受付簿の管理

入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、入所辞退や削除等の事由が生じた場合にはその内容を記録するものとする。

4. 入所決定の手続き

(1) 入所判定委員会

入所基準をもとに、入所申し込みのあった者についてその入所の必要性の高さを判断するため、入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。また、入所の決定にあたっては委員会の構成員の合意により決定等を行うものとする。

(2) 委員の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成するものとする。但し、委員会には第三者を可能な限り加えるものとする。

(3) 委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、原則として月1回程度開催するものとする。

(4) 入所決定

委員会は、入所選考者名簿を調整し、これに基づき入所の決定を行うものとする。

(5) 再評価

委員会は、入所希望者及びその家族等から、入所申込時と心身の状況等の変化があった旨の申し出があった場合には、直近の委員会において再評価を行うものとする。

(6) 議事録

委員会は、協議の内容を記載した議事録を作成し、2年間保管するとともに、京都府または市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(7) 守秘義務

委員は、知り得た入所希望者及びその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。

(8) 説明責任

施設は、入所希望者及び家族等から入所の判定等に関する説明を求めた場合には、原則として当該入所希望者に係る入所の判定等に関する情報を開示するものとする。

(9) その他

施設は、複数の施設を申し込んでいた入所希望者が入所することになった場合には、当該施設への入所の旨を入所決定者から他の施設に連絡するものとする。

5. 入所の必要性を評価する基準

(1) 入所順位の評価基準

次の項目を評価基準として入所に関する基準を定める。

- ① 要介護度（本人の状況）
- ② 介護者の状況（介護の必要性）
- ③ 認知症による行動障害の程度
- ④ 地域性
- ⑤ 特記事項

(2) 施設の状況による入所決定の調整

施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次の項目などを勘案して入所者の決定を調整する。

① 性別

2名以上の居室の場合は、性別により入所者の決定を調節する。

② 地域性

地域や家族との結びつきを重視した施設運営を図るため、施設が所在する近隣町内に居住している者、または、家族が居住しているものを優先する。

③ 重度認知症等の状況

重度認知症専門床や個室等の施設整備の状況などに応じ、必要があると認められる場合は、入所者の決定を調整する。

(3) 特別な事由による優先入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

① 長期入院後に再入所する場合

入所者が入院治療の必要性が生じて病院に入院し、概ね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、入院が3ヵ月を超えた場合についても、在宅生活が困難と認められるなど、状況に応じて再入所を優先することができる。

② 緊急性等が認められる場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所依頼があった場合、または、事故や災害の発生等の事情により、入所希望者の生命身体安全確保の観点から施設入所が必要と判断した場合には優先することができる。

6. 入所辞退者の取り扱い

入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、施設の判断により、その辞退理由を勘案して順位を繰り下げることができるものとする。

附 則

この指針は、平成16年 1月 1日から適用する

一部改正 平成20年10月 1日

一部改正 平成27年 4月 1日